

《研究》

アメリカにおける

物価変動会計の制度化過程

加 藤 盛 弘

はじめに

- I 財務会計基準ステイトメント第33号の内容
- II 会計士協会による物価変動会計の論理化の始動
- III 物価変動会計制度化への過程 (1)
- IV 物価変動会計制度化への過程 (2)
- V 新しい概念構造のはたす役割

はじめに

物価変動会計の導入の動きは、今日大きな流れとなっている。それは物価変動（インフレ）の企業への影響を会計情報の利用者に開示し、その人たちの意志決定を誤らせないようにする、というディスクロージャー論（企業内容を開示するという論理）と結びついて展開されている。だが、実態はその論理の通りなのであるうか。物価変動会計を導入することによって、企業はインフレという経済現象を利用してどれほどのインフレ利得を稼得したかが示される、とでもいうのであろうか。あるいは、そのインフレ利得に対する課税や分配を促進する処理が展開される、とでもいうのであろうか。そうではない。その逆である。

ディスクロージャー論と結びついて展開される物価変動会計（インフレ会計）がもたらすものは、なによりも、会計上の利益の著しい減少である。物価変動会計を導入すれば、利益数字は伝統的会計によるよりも著しく小さくなる。つまり、同一の現実的状况を前にして、物価変動会計という会計処理方法を適用すれば、会計文書上の利益数字（経済的現実ではなしに、利益数字そのもの）は減少するというのが現実の結果である。この会計文書上の利益数字の減少こそが、物価変動会計の導入がもたらす事実である。この利益の制度的縮小は、縮小自体を自己目的としてなされているものでないことは言うまでもない。それは制度的に縮小された利益数字をもってする減税現象の合理化であり、配当抑制現象の合理化である。ここにこそ物価変動会計が機能する現実の姿がある、といえる。

会計そのものの論理からすれば、物価上昇（インフレ）→個別物価上昇（貨幣購買力の低下）→費用数字の修正・増大→利益数字の減少という展開には、それなりの理論的・形式的合理性がないわけではない。しかし、そのことを絶対化し、固定化してそのまま税および配当と結びつけるときには、それらの経済現象の成立を支えるための制度的・論理的性格が顕著に現われてこざるを得なくなる。なぜなら、企業の費用計算における形式的合理性をとえながら、個人生活に与えるインフレの影響を計算することについての形式的合理性の追求はすべて無視される（生活費の増大、貯金の目減りなど）からである。このことは、たとえば税の問題についていえば、企業（とりわけ巨額の利益をあげる独占的企業）に対してのインフレを論理としての減税の展開となるのに対して、個人の所得については、インフレによる減税どころか、ひかえ目にみても自然増税の放置として作用することに

1 アメリカでの物価変動会計の導入がもたらした営業報告書への影響と、そのことがもたらした現実的意味については、すでに、別稿において検討した。参照されたい。（拙稿「物価変動会計の現実的機能」『産業経理』1981年1月号）

なる。さらに、企業減税分を他の財源に求めることになれば、現実の経済関係のもとでは、一般大衆にはきわめて敵対的な苛酷な内容のものとして作用することになってくる。それだけに、物価変動会計の制度的導入を現実化するためには、強力な合理化の論理が必要とされているのである。

たしかに、企業会計は個人の所得税とは切りはなされたところで論ぜられる別個の存在である。学問の体系として別個のものであることはもちろんのことだが、論述の展開過程も意識的に別のところでなされている、とさえいえよう。だが、物価変動会計が税現象や配当現象と結びつくとき、自ずと個人の問題との関連が暗黙のうちに生じてこざるをえない。それにもかかわらず、物価変動会計そのものとしては、企業の会計そのものとして論ぜざるをえないし、また、企業の会計そのものとして論ずることによって形式的合理性を強化しているのである。物価変動会計はこのような位置にあるがゆえに、強力な制度的論理化が必要とされているし、また、そのための取り組みがなされてきたのである。

本稿では、以下、アメリカの物価変動会計の制度化の過程を通じて、その論理化のあり方を考察してみよう。

I 財務会計基準ステイトメント第33号の内容

アメリカでは物価変動に関する会計情報の開示の義務づけは、証券取引委員会の『会計連続通牒』第190号にもとづいて、1976年12月25日以降に終る会計年度からはじまった。しかし、そこで開示を求められた情報は、棚卸資産および生産設備についての期末の取替原価、ならびに取替原価にもとづく売上原価および減価償却費についての脚注による表示、ということであって、取替原価情報の部分的表示であり、取替原価による利益の体系的表示ではなかった。しかし、物価変動情報の開示の傾向は進み、1979

年9月には安定ドルと現在原価による継続的営業利益の開示を求める『財務報告と物価変動』という財務会計基準が財務会計基準審議会のステイメント第33号 (FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33: Financial Reporting and Changing Prices*, 1979) として出されるにいたり、1979年12月25日以降に終る会計年度から適用されている。

このステイメント第33号 (以下「33号」と略称) は歴史的な原価による基本財務諸表に加えて、以下のことがらについての情報を補足情報として開示することを要求している。

「企業は以下のことを開示することを要求される：

- a. 歴史的な原価/安定ドル基準による当会計年度の継続的営業利益についての情報。
- b. 当会計年度の純貨幣項目についての購買力利得あるいは損失。

純貨幣項目についての購買力利得あるいは損失は継続的営業利益に含めてはならない。」

「企業は以下のことを開示することを要求される：

- a. 現在原価基準による当会計年度の継続的営業利益についての情報。
- b. 当会計年度末の棚卸資産および設備資産についての現在原価額。
- c. 棚卸資産および設備資産の現在原価額のインフレーション控除後の増減額。

現在原価額の増減額は継続的営業利益に含めてはならない。」

「企業は以下の情報を最近の5会計年度にわたって開示することを要求される：

- a. 純売上高とその他の営業収益
- b. 歴史的な原価/安定ドル情報
 - (1) 継続的営業利益
 - (2) 一株あたり営業利益
 - (3) 各会計年度末純資産
- c. 現在原価情報
 - (1) 継続的営業利益
 - (2) 一株あたり継続的営業利益
 - (3) 各会計年度末純資産
 - (4) 棚卸資産および設備資産の現在原価額のインフレーション控除後の増減額。

d. その他の情報

- (1) 純貨幣項目についての購買力利得・損失。
- (2) 普通株一株あたり配当。
- (3) 各会計年度末の普通株一株あたり市場価格。²

このように、「33号」は物価変動についての会計情報開示の内容においては、現在原価情報を含める点においても、その表示の量的大きさにおいても、また、利益表示との関連性においても、従来とは比較にならないものである。

だが、この「33号」はそのステイトメントのあり方そのものにおいて暫定的性格のものであり、プロセスの中間にあるといったものになっている。それはなりよりもまず、「33号」は物価変動会計情報を補足情報として位置づけ、それらは補足財務諸表やスケジュールや財務諸表の注記によって表示されるべきものとし、基本財務諸表は一般に認められた会計原則にしたがって作成されるものであり、それについては何らの変更も加えるものでないことを表明していることである。³つまり、物価変動会計情報の有用性を十分に認識するがゆえに、その開示を規定しながら、それを補足情報にとどめるという暫定的なプロセス的な位置におかれていることである。だからこそ、「33号」は、この補足情報として開示する実務経験をふまえたうえで、5年以内にあらためて包括的に再検討することを予定している。⁴その過程を経て、物価変動会計を一般に認められた会計原則として位置づけてゆこう、ということであろう。

さらに、「33号」のプロセス的性格を示すものは利益概念の扱いである。「33号」は一般的にインフレの影響と個別物価の変動の影響とをともに表

2 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33: Financial Reporting and Changing Prices*, September 1979, paragraphs 29, 30 and 35.

3 *Ibid.*, paragraphs 1 and 26.

4 *Ibid.*, paragraph 15.

示することを規定し、さらに、それらの影響を、①一般物価水準の変動によって修正した継続的営業利益、②貨幣項目の購買力利得・損失、③現在原価による継続的営業利益、④個別物価の一般物価水準上昇を超過する保有利得、の四つの利益概念のもとに、それぞれ合算することなく表示すべきものとしている。その理由として利益概念の研究がまだ十分に進んでいないことをあげている⁵。そのことによって②の貨幣項目による利得（損失）や、④の一般的インフレを超過する個別物価の上昇分は、継続的営業利益と別表示されることになるため、企業の現実の年次報告書においては利益を①の一般物価水準によって修正した（安定ドル基準による）継続的営業利益、あるいは③の現在原価基準による継続的営業利益に事実上限定する、という機能をはたす結果になっている。利益概念の問題としては、この点についての整理がなされなければならないであろう。

だが、「33号」については、そのような暫定的・プロセス的な性格のものであることの理解とともに、他の一面では、そのことがなによりも財務会計基準審議会の「ステイトメント」として出されたことの理解が必要である。周知のように、今日、アメリカにおける一般に認められた会計原則の設定は財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）によってすすめられ、そこが発行する「ステイトメント」は、その前身である会計原則審議会の「オピニオン」がそうであったと同じように、有力な権威の支持をもつものであり、アメリカ公認会計士協会のメンバーにとっては強制的なものである。つまり、「33号」による物価変動についての会計情報の開示は補足情報としての開示でありながら、それは補足情報としての開示を義務づける「ステイトメント」として出されたということである。物価変動会計情報の開示はたんなる勧告のレベルから、義

5 *Ibid.*, paragraphs 153-155.

6 前掲拙稿, 39頁。

務のレベルにまで高められたのである。

さらにもう一点指摘しておかなければならないことは、「33号」はFASBの財務会計および報告の概念構造プロジェクトの測定に関する一部分として位置づけられている⁷、ということである。FASBはトゥルーブラッド委員会報告書以降、財務会計基準を理念的な哲学的な基礎の上に体系的に構築することを意図して、財務会計の概念構造の確立を旨とする研究をすすめて、それを財務会計概念ステイトメントのシリーズとして発行してきた⁸。第1号は『企業による財務報告の目的』（1978年）であり、第2号は『会計情報の質的特徴』（1980年）、第3号は『企業の財務諸表の要素』（1980年）、とし、今日、第4号まですでに発行されている。この「33号」による現在原価情報を含む物価変動会計情報の開示は、財務会計目的の演繹的展開にはじまる財務会計についての相当に体系的な構造のなかに位置づけられているし、そのように位置づけられ、論理化されることによって、勧告のレベルから「ステイトメント」のレベルに高められえたものと考えられる。

この「33号」にみられるような、かたや補足情報という段階的な実験的な導入といった側面と、かたや新たな全体的な概念構造のなかで位置づけることによって論理的に強化するといった二つの側面からする論理化は物価変動会計の制度化の軌跡となっている（あるいは、そうなるうとしている）と思える。このことはまた、ある一つの会計方法のGAAP（一般に認められた会計原則）化への一つの道であるともいえよう。そこで、以下さらに、この二つの側面を念頭におきながら、アメリカ公認会計士協会による物価変動会計の制度化の過程を考察してみよう。

7 FASB, *Financial Reporting and Changing Prices* (Exposure Draft), December 28, 1978, p. 31, paragraph 52.

8 とりあえず、拙稿「アメリカにおける財務会計概念構造の展開」同志社大学商学部創立30周年記念論文集（1980年2月）を参照。

II 会計士協会による物価変動会計の論理化の始動

理論レベルの動きでは、原価主義からの離脱の兆候は第二次大戦後の相
 当に早い時期から見られる。たとえば、フォックスは、ペイトンは早くも
 1941年の『高等会計学』(*Advanced Accounting*)において厳格な原価主義
 からの離脱の兆候を示している、としている⁹。もっとも、ペイトンが誰の
 目にも明らかに再び価値主義(取替原価主義)を主張するにいたった論文は
 1946年の“Cost and Value in Accounting”(*The Journal of Account-*
ancy, March 1946)である(ペイトンは1920年代には取替原価を主張してきた
 が、1930年代後半から1940年代にかけて原価主義を容認した)¹⁰。また、会計士界の
 総帥であるジョージ・オー・メイが価格水準の変動を論理的の梃手として取
 得原価主義の再検討を強力に主張するにいたった時期も、1947・8年頃か
 らである¹¹。この時期に、会計学会と会計士協会の両巨頭が物価変動会計に
 ついての発言を強めた(その具体的内容は異るとしても)のは偶然ではない。
 そこには実務上重大な問題が起きていたのである。

それは1947年度の年次報告書において U. S. スティール、クライスラ
 ー、デュボンの三大企業が普通償却費を大きく超過する減価償却費を取替
 原価償却方式あるいは加速減価償却方式などによって計上したことであ
 る。三社はその超過償却費の計上を取替原価の高騰あるいは高物価水準を
 理由としておこなった。これらの三社の行動は、三社がたまたまとった行
 動¹²

9 James G. Fox, *A Comparative Study of Selected Areas of the Accounting Thought of William Andrew Paton and Prevailing Accounting Thought: 1915 to 1970*, Ph.D. Dissertation, The George Washington Univ. 1970, p. 275.

10 拙書『会計原則の理論』森山書店、第10—12章参照。

11 同書、第7章参照。

12 Stewart Y. McMullen, *Depreciation and High Costs: The Emerging Pattern*, *The Journal of Accountancy*, October 1949.

動ではなく、当時の多くの巨大企業の要求を代表するものであったことは容易に推測できよう。企業は取得原価主義の枠を越えて巨額の減価償却費の計上を求めたのである。これに対してアメリカ会計士協会および証券取引委員会は、一般に認められた会計原則は取得原価主義による償却費の計上であることを再確認して、取替原価基準による減価償却費の計上を否定した。しかし、加速償却方式による超過償却費の計上は原価主義の枠内にあるものとして認めたのである。一般に認められた会計原則の設定に直接にたずさわり、会計実務に直接の関係をもつアメリカ会計士協会は「会計研究公報」第33号（1947年12月）を出して、その立場をつぎのように示した。

会計手続「委員会としては、企業の経営者が固定設備および機械の取替にそなえる責任をもっていることを認識」しており、「製造原価や価格や事業政策との関連で減価償却費について考える場合に、経営者は、固定設備および機械は現在使用している設備資産の原価よりもはるかに高い原価で取替えなければならなくなる可能性について考慮しなければならないことは疑いもない」と。しかし、委員会はなおかつ、「一般目的の会計および財務報告は、少くともドルがある程度の水準にあるかぎり、原価にもとづく一般に受けいれられている減価償却概念に固執することによって、その目的をもっともよく果たすことになろう」として、原価主義の立場を維持しつづけた。「しかしながら、委員会は、正常な耐用年数以下にあると思われる設備資産については、経済的有用性についての体系的な基準にもとづいて正当に減価償却することができる、という事実を指摘するものである」という表現によって加速償却を認めたのである¹³。この立場は翌1948年10月14日付の会計士協会会員宛の手紙においても、つぎのように再確認さ

13 Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin* No. 33, *Depreciation and High Costs*, December 1947.

れた。

「設備資産減価償却の会計上の取り扱いについての基本的変更は、現在の状況のもとでは、ドル購買力の下落によってもたらされる問題の解決のために、実行可能でもなければ、のぞましくもない、という結論に会計手続委員会は達した。」

「委員会は……経営者が利益を留保することの必要性を説明するために、補足的な財務明細表や説明や脚注を用いることを全面的に支持するものである。」

このように、アメリカ会計士協会の会計手続委員会は物価水準変動の利益計算に対する影響を認め、加速償却を容認したり、利益留保の必要性を認めるなど、内容としては物価変動を考慮する会計の有用性を認めながら、論理の枠組としては、なお原価主義会計の立場を維持しつづけた。これは、実務に直接の責任をもつ会計士協会としては、堅固に築かれた原価の論理的枠組を捨て、価値主義の論理に依拠することではまだ社会的合意を得ることはできないと判断したからであろう。当時の一般に認められた会計原則の設定機関である会計手続委員会が、一般に認められた会計原則はなお原価主義にある、という立場を明確にしたことは重要であった。なぜなら、このことによって物価変動会計を価値主義（取替原価、現在原価）の立場から論理化する道は、当面はとぎされたからである。事実、会計士協会の物価変動会計についての研究ならびに公的および準公的な発行物は、財務会計基準審議会の財務会計概念構造プロジェクトの研究がまとまりを見せるまでは、一般購買力変動による修正（修正原価主義）の立場にたちつづけ、価値主義会計が展開される余地はなかった。

すなわち、アメリカ会計士協会は一般に認められた会計原則としてはもちろん原価主義の立場をとりつづけ、1953年にそれまでに出された「会計研究公報」を再検討し、有効なものを「会計研究公報」第43号として再提示したさいにも、1947・8年の立場を引きついでし、また、1965年の会計原則審議会「オピニオン」第6号「会計研究公報の地位」においても、減

価償却の基礎として原価主義をとることを再確認し、原価にもとづく減価償却費の計上を主張した。

また、会計士協会による物価変動会計に関する研究や提案も、その論理的枠組のなかでなされてきた。すなわち、1963年に発表された「会計調査研究」第6号は、基本財務諸表は歴史的原価のままにしておき、補足的報告書としては物価水準修正財務報告書をつけることを勧告¹⁴し、1969年には、この「会計調査研究」よりも正式見解（一般に認められた会計原則）により近い位置にある会計原則審議会「ステイトメント」第3号が出され、ここでも「会計調査研究」第6号と同一の方向にたつて補足的報告書としての一般物価水準修正財務諸表の利用を勧告した¹⁵。つまり、両文書はいずれも基本財務諸表は歴史的原価主義によることとし、一般物価水準の変動（現在原価あるいは取替原価ではない）によって修正した補足報告書をつけることを勧告した。しかし、この勧告にしたがった会社はほとんどなかったという¹⁶。会計士協会による検討は原価主義の論理の枠内において、原価を一般物価水準の変動によって修正・再表示することにむけられたのである。

14 「会計調査研究」(Accounting Research Study) は公認会計士協会の会員に対して強制力をもつオピニオンの基礎を研究し、提供するという位置づけのもとに組み込まれてきた（必ずしも意図したようには機能しなかったが）。また、「ステイトメント」は「会計調査研究」よりは一般的合意のすゝんだ、しかし「オピニオン」のようには強制力をもたない勧告的なものとして位置づけられた。

15 The Staff of the Accounting Research Division of AICPA, *An Accounting Research Study No. 6, Reporting the Financial Effects of Price-Level Changes*, 1963, Chapter 5.

16 AICPA, *APB Statement No. 3, Financial Statements Restated for General Price-Level Changes*, June 1969, sections 47-49.

17 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33*, paragraph 72.

Ⅲ 物価変動会計制度化への過程(1)

物価変動会計についての提案は APB の「会計調査研究」の段階から「ステイトメント」による勧告の段階を経て、1974年1月には、ついに、財務会計基準審議会 (FASB) の議題一覧表 (agend) にのせられるにいた¹⁸た。これは物価変動会計が制度化にむかって、さらに一步進んだことを意味する、といえよう。なぜなら、財務会計基準審議会はその前身である会計手続委員会や会計原則審議会と同じように、一般に認められた会計原則の設定機関であるから、その議題一覧表にのせられたということは、物価変動会計の問題が研究や勧告の段階からさらに進んで、いよいよ実務に直接影響をもつ一般に認められた会計原則の問題として検討される段階にいたったことを意味するからである。

財務会計基準審議会は、一般購買力会計については、すでに APB ステイトメント第3号において、多くの主張と代替的諸方法についての検討がなされていることゆえ、これ以上の調査研究を待つことなしに討議資料を作成することが可能であるとの判断をくだした。¹⁹そして、審議会は1974年2月15日に討議資料を発行し、1974年4月23日と24日に公聴会をもち、139の意見やコメントをうけて、さらに1974年12月31日に、公開草案として「一般購買力単位による財務報告」を公表するにいたった。そこで、つぎにこの公開草案の提案の内容から考察してゆこう。

(1) 74年公開草案の提案の内容

まず、この公開草案は伝統的に用いられてきた貨幣単位による財務諸表

18 FASB, *Financial Reporting in Units of General Purchasing Power* (Exposure Draft), December 31, 1974, p. 20, paragraph 61.

19 *Ibid.*, p. 20, paragraphs 61-62.

にプラスして、一般購買力単位で再表示した情報を提示することを提案する。²⁰ その再表示とは、伝統的な貨幣単位による財務諸表を一般購買力単位（具体的には GNP デフレーターを用いて）によって体系的に再表示することを意味し、たんなる部分的な一般購買力情報の表示を意味するものではない。²¹ 草案は具体的に財務諸表で再表示を義務づけられる情報を、つぎのように規定している。

「提示される損益計算書は期間ごとに、最小限、以下の情報を一般購買力単位で表示しなければならない（原文イタリック）：

- a) 合計収益
- b) 建物、設備資産の減価償却費
- c) 保有貨幣資産および貨幣負債の一般購買力利得あるいは損失の純額（完全なあるいは要約した一般購買力損益計算書を提示する場合には、この金額は別の行で表示しなければならない。）
- d) 継続的営業利益（保有貨幣資産および貨幣負債の一般購買力利得あるいは損失の純額は含めるが、非継続的営業利益、臨時項目および会計方法の変更による累積的影響は含めず。）
- e) 純利益
- f) 普通株一株あたり純利益
- g) 普通株一株あたり現金配当」

「貸借対照表日ごとに、最小限以下の情報を一般購買力単位で表示しなければならない（原文イタリック）：

- a) 棚卸資産
- b) 運転資本
- c) 累積減価償却費控除後の建物、設備資産合計
- d) 資産合計
- e) 普通株持分合計」²²

20 *Ibid.*, preface iii.

21 *Ibid.*, p. 8, paragraph 33.

22 *Ibid.*, pp. 16-17, paragraphs 54-55.

このように、この草案は一般購買力単位による体系的再表示を求め、(部分的表示は誤解に導くとしている)また、保有貨幣資産および負債の購買力利得・損失を一般購買力単位による純利益に含めるものとしている。また草案は、一般購買力単位によるこのような情報をすべての企業の財務諸表に含めるべきことを提案している。²³

(2) 74年公開草案のあり方の特徴

この公開草案はすでにみてきたように、物価変動情報の扱いを、歴史的原価の名目ドル数字を共通の一般購買力単位数字に修正することのみを扱っている。個別物価変動の問題は考察の対象外としている。したがって、ここで提案されている内容は名目的な貨幣単位による伝統的な財務諸表上の数字を一般購買力単位をもって再表示するだけなのであるから、そこで用いられている会計原則についての変更はありえない。草案はこの点をつぎのように強調している。

「強調すべき一つの重要な事実はつぎのことである：再表示は金額を表示する単位の変更を表わすにすぎず、財務情報の作成のための会計原則の変更を表わすものではない。たとえば、加速償却法によって計算され、貨幣単位で表示される減価償却費は、一般購買力単位で再表示される場合にも加速減価償却のままである。同様に、会計の歴史的・原価基準は、貨幣単位で表示される金額が一般購買力単位で再表示される場合にも維持される。」²⁴

さらにまた、一般購買力単位による再表示が原価主義からの離脱でないことを、つぎのように強調している。

「当審議会は、一般購買力単位による財務諸表の表示はある人々が主張するように会計の歴史的・原価基準からの離脱ではないと考える。測定単位を変更することは

23 *Ibid.*, p. 21, paragraph 65.

24 *Ibid.*, p. 7, paragraph 26.

測定される属性を変えるものではない。資産の歴史的原価はその資産に投下された貨幣単位の数字で表わされようが、あるいはその資産に投下された一般購買力単位の数字で表わされようが、それは測定された資産の歴史的²⁵原価である。」(傍点は原文イタリック)

草案はこのように一般購買力単位による物価変動会計の提案を、現在原価会計と峻別して、歴史的²⁵原価のたんなる再表示であって歴史的²⁵原価からの離脱ではなく、したがって、会計原則の変更を含まないことを主張しているが、このことは何を意図しているのであろうか。

それは、この一般購買力単位による再表示という提案は今日社会的に受け入れられている原価主義の論理体系の枠内にあり、したがって一般に認められた会計原則と矛盾するものではない、ということである。それゆえ、再表示にかかわる技術的な問題さえ解決されれば良いのであって、一般に認められた会計原則の検討というようないわば質的な問題には関係しない、ということである。そして、草案は、この一般購買力単位で再表示する技術は今日では良く開発されており、その適用可能性は多くの実地テストで証明されている、²⁶と²⁶している。したがって、具体的実施にかんする技術的な問題も基本的には解決されている、とみている。財務会計基準審議会は、この草案での提案は会計原則の変更という質的な問題を含まないこと、さらに再表示技術も基本的には解決されていることから、この提案を公開草案として公表し、その実施を1976年1月1日以降に始る会計年度からとしたのであろう。さらに、草案は「(草案の)公開期間中に、多くの企業が本公開草案で提案された再表示の技法を最近の年次財務諸表に適用することを期待し、かつ、その実験の結果を審議会が利用できるように²⁷してほしい」ことを記して、提案の実施にともなう技術的問題の解決に注

25 *Ibid.*, p. 22, paragraph 72.

26 *Ibid.*, preface iii.

27 *Ibid.*, preface iv.

意を払っている。

他方、公開草案は財務会計基準審議会による現在価値会計の検討を否定しているわけではない。そうではなくして、この草案はもっぱら一般購買力単位による再表示を提案しているのであって、そのことはいかなる意味においても理在価値会計についての考察を妨げるものではない、としている。現在価値会計の採用は、当然、原価主義会計からの離脱となり、理念的内容においても、実施上の技術的な点においても、一般購買力単位による再表示とは概念的レベルにおいて異なる多くの考察すべき問題をもつことになる。現在価値会計の問題はこの草案の範囲内にはなく、FASBの別のプロジェクトである「会計および報告の概念構造」で取扱われる問題である、と位置づけている。²⁸

草案によるこのような位置づけと展開の仕方は何を意味するのであろうか。それは「会計調査研究」第6号で提案され、APB「ステイトメント」第3号に引きつがれた一般物価水準による補足財務報告書の提示という方向を踏襲し、それが歴史的な原価基準の論理の枠組の中にあることを明確にし、したがって、一般に認められた会計原則と矛盾することのない、共通のドル単位による歴史的な原価のたんなる再表示であるとすることによって、このような様式での物価変動会計の導入に対して質的な問題が引きおこされることを封じているのである。その上で実施にむけての配慮としては、基準化へのプロセスとしても、討議資料の提示→公聴会を含めての意見の吸収→公開草案の公表→コメントの受けつけ、といういわば「民主的」な形態での討議を踏まえ、さらに、具体的な適用上の問題を考へて、この公開草案に対する多くの会社(結果としては101社)のフィールド・テストを経るというプロセスを踏んだのである。²⁹ここには実施にむけての合意を

28 *Ibid.*, preface iii and paragraph 70.

29 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33*, p. 36. paragraph 73.

得るためのきわめて周到な過程が示されている、といえよう。このような過程のなかで、現在価値会計を概念構造プロジェクトの範囲内にある問題として草案から切り離していることは、そのこと自体が一般購買力会計という形態の物価変動会計を制度上導入させる周到な配慮の一つであろうが、そのことはまた、論理的に原価主義会計の枠組からの離脱を内容とする会計方法の制度的導入について社会的合意をうるためには、今日の状況のもとにおいては新たな概念（理念）構造の形成が必要とされていることを示している、といえよう。

(3) 74年公開草案への補足

この公開草案のフィールド・テストは多くの会社によっておこなわれた。当初、この草案はフィールド・テストの経験を重ねながらさきに指摘したように、1976年1月1日以降にはじまる会計年度から実施される予定であったが、財務会計基準審議会は1975年11月に、フィールド・テストの結果の分析がでるまでは、一般購買力会計についての最終ステイトメントは発行しないことに決めた。さらに、1976年6月には、74年公開草案の実施についての決定を、会計および報告についての概念構造プロジェクトの進展を待つ間延期する、としたのである。³⁰ このような延期についての決定は、物価変動会計を現在価値会計と切り離して、とりあえず一般購買力会計としてだけでも早期に実施するという当初の予定を、概念構造プロジェクトの作業がかなり急速に進行してゆくなかで調整するようになった、ということであろう。概念構造プロジェクトの範囲は1976年12月に出された「概念構造プロジェクトの範囲と意味」によれば、①財務諸表の目的、②財務諸表情報の質的特徴、③会計の基本的要素(資源、負債など)、④測定基準、⑤測定単位、に及ぶものとされているが、その作業は1976年6月の討

30 *Ibid.*, p. 36, paragraphs 73 and 75.

議資料「会計および報告の概念構造：財務諸表目的についてのスタディーグループ報告の考察」の発行につづいて、1976年12月には討議資料「財務会計および報告の概念構造：財務諸表の要素とその測定」の発行となり、1977年12月には公開草案「企業の財務報告の目的と財務諸表の要素」を出すまでに進んだ。³¹さらに、1978年11月にはプロジェクトの第1の財務諸表の目的にかんして「財務会計概念ステイトメント第1号：企業による財務報告の目的」が公刊され、第2の財務諸表情報の質的特徴にかんしては、1980年5月に「財務会計概念ステイトメント第2号：会計情報の質的特徴」が公表され、第3の基本的要素にかんしては、1980年12月に「財務会計概念ステイトメント第3号：企業の財務諸表の要素」が公表されるころまで進んでいる。新しい財務会計概念の構造の構築をめざすこのような作業の急速な進行のなかで、物価変動会計も、全プロジェクトのなかの測定の側面をしめるものとの位置づけのもとに、概念ステイトメント第1号の財務報告目的と関連づけて検討がすすめられた。その結果なされた物価変動会計についての新たな提案が公開草案「財務報告と物価変動」(1978年12月)であった。この78年公開草案が若干の修正を経て本稿でとりあげている財務会計基準「ステイトメント」第33号となったのである。

一般購買力(安定ドル)情報あるいは現在原価情報を補足情報として開示することを義務づける78年の公開草案の公表にともなって、一般購買力単位による再表示を定めた74年公開草案は78年公開草案の一部分(一般購買力情報にかんする部分)たる位置をしめるものとして、その位置づけを変えられたのである。したがって、74年公開草案を78年公開草案に調整するために、1979年5月に公開草案「安定ドル会計」(一般購買力単位による財務報告への補足)が公表された。

31 概念構造プロジェクトの展開過程については、とりあえず、拙稿「アメリカにおける財務会計概念構造の展開」を参照されたい。

79年公開草案はその序の冒頭において、草案の位置をつぎのように明確にしている。

「1978年12月28日付 FASB 公開草案『財務報告と物価変動』（1978年公開草案）は『安定ドル』資料の提示を定めている。本文書の目的は1974年 FASB 公開草案『一般購買力単位による財務報告』（1974年公開草案）を、1978年公開草案の要件にかなう『安定ドル』資料を作成するためのガイドとして補足するものである。この補足書はとりわけ以下の点に注意を払っている。

- 『安定ドル会計』の実施に関連して、1974年公開草案に含まれる規定に対して審議会がおこなったいくつかの重要な変更。
- 1974年公開草案の実施についての、1975年 FASB フィールド・テストの参加者によって提示されたある簡便な方法。
- 若干の有用な計算方法の追加。³²」

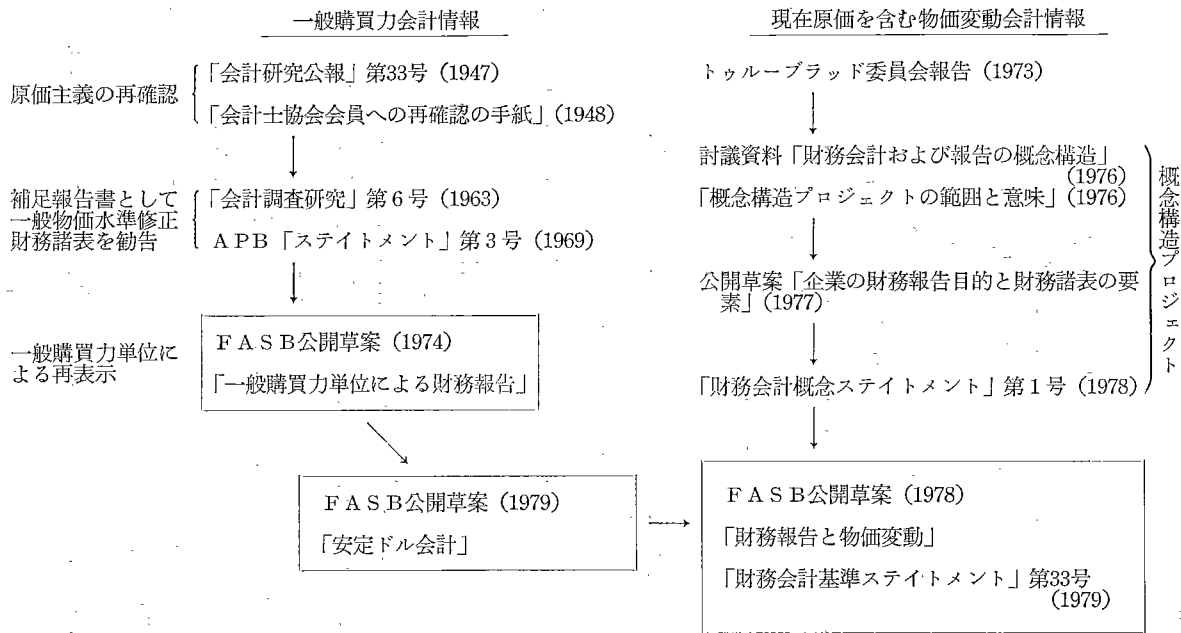
1979年草案は1974年草案のサプリメントであるから、基本的な点での変更はない。主な変更は以下の諸点である。

- (1) 安定ドル会計で用いる指数を GNP デフレーターから市街地消費者物価指数 (CPI-U) に変更する。
- (2) 外国通貨、外国債権、外国債務は貨幣項目として分類する。
- (3) 繰延所得税は貨幣項目として分類する。
- (4) 安定ドルで表示される5年要約財務資料は当年度末のドルによって表示してもよいし、CPI-U の計算で労働統計局が用いる基準年度のドルによって表示してもよい。(基準年度ドルの使用は74年草案にはない)
- (5) 78年草案は基本財務諸表の体系的な再表示を要求せずに、安定ドルで表示すべき財務諸表の項目を特定化しているので、そのようにする。
- (6) 安定ドル資料の表示はすべての企業に要求するのではなく、一定規模以上の企業に要求する。³³

1979年公開草案はこのように物価変動会計を一般購買力による修正(修

32 FASB, *Constant Dollar Accounting*, March 2, 1979, p. 1, paragraph 1.

33 *Ibid.*, Summary and paragraphs 3-8.



正原価主義)の形態において導入しようとした74年公開草案のサプリメントでありながら、位置づけとしては78年公開草案の安定ドル会計の部分を規定する草案として発行されたのである。

このようにして、1940年代以降原価主義の論理をかえることなく、その論理の枠組のなかで物価変動会計を制度化しようとしてきたアメリカ会計士協会の姿勢は微弱に変動しつつ、概念構造プロジェクトの作業の進行(とりわけ概念ステイトメント第1号の発行)と78年公開草案の公表にともなうて、その位置づけを大きく変えるにいたったのである。

ここで、物価変動会計制度化にむけての会計士協会およびFASBのプロナウンスメントの一覧表を示すと前頁の表のようになる。

IV 物価変動会計制度化への過程(2)

1978年12月公開の公開草案「財務報告と物価変動」は、FASB財務会基標準「ステイトメント」第33号「財務報告と物価変動」(1979年9月)として制度化される前段階の草案である。制度化される直前の草案であるがゆえに「33号」との間には質的な違いはないが、主な相違点は、①78年草案では現在原価基準による継続的営業利益か、あるいは安定ドル基準による継続的営業利益についての補足情報の表示が要求されたのに対して、「33号」ではその両者の表示が要求されること、ならびに、②78年草案では法人税を控除した外国為替利得・損失の純額を別項目として表示することである。

この78年公開草案および「33号」は、ともに、さきの74年公開草案が一般購買力の変動のみを物価変動会計として制度化する対象としたのに対して、一般購買力の変動と個別物価の変動の両者を制度化の対象とする、ということである。つまり、現在原価会計が制度化の対象とされている。こ

こに最大の特徴がある。

「33号」において表示を義務づけられる物価変動会計情報の内容についてはさきに示したが、そのような現在原価情報の開示を含む物価変動会計の制度化を支えたものは何であろうか。アメリカ公認会計士協会は第3節で指摘したように、周到的なプロセスを踏まえながらも、原価主義の論理的枠組を越える現在原価情報の開示の提案には踏み切れずにいた。それを78年公開草案と「33号」の公表に踏み切らせたもの、それらを支えたものは何であろうか。一般的・間接的には他の国における物価変動会計の導入の状況³⁴や理論展開の状況なども影響しているであろうが、直接的には概念構造プロジェクトの作業の進展である。78年公開草案はその序において、つぎのように記している。

「本ステイメントは財務会計基準審議会の財務会計および報告の概念構造についての測定³⁵の側面に基礎をおいている。ステイメントは審議会の『財務会計概念ステイメント第1号、企業における財務報告の目的』に依拠している。」

同様に、「33号」も概念ステイメント第1号で表示されている目的に基礎³⁶をおいていることを明示している。その概念ステイメント第1号は、まず、財務報告の目的は現在および潜在的な投資者、与信者、その他の財務情報の利用者が合理的な投資や与信をおこなうことの決定をなすのに有用な情報³⁷を提供することである、とする。そしてつぎに、その情報の内容については、人は普通、主として現金資源を増大させるために投資

34 FASB, *Financial Reporting and Changing Prices* (Exposure Draft), December 1978, p. 29, paragraph 50.

35 *Ibid.*, preface i.

36 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33*, p. 1, paragraph 2.

37 FASB, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978, p. 16, paragraph 34.

や貸付をするのであるから、投下現金以上に、将来、現金を回収しうるか否か、つまり、将来のキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に関心をもっている。したがって、投資者や債権者が必要とする財務情報は、企業への将来純キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を見積るのに助けとなる情報である、ことを説いている³⁸。さらにまた、企業の経済的資源についての情報提供をキャッシュ・フロー潜在力の直接・間接の証拠を提供するような方法でおこなうことを求めている³⁹。つまり、会計情報の中心にキャッシュ・フロー情報を位置づけているのである。

このような概念ステイメント第1号の財務報告の目的、情報の内容、提供の方法をうけて、「33号」は物価変動の影響を現在原価および一般購買力によって開示することが財務報告の利用者の意思決定のために有用であることを、4点にわたって説明している。やゝ長いが、そのまゝ引用しよう。

「a. 将来キャッシュ・フローの見積。現在の財務諸表は歴史的な原価での費用および資産の測定を含む。物価変動時には、現在価格を反映する測定は将来キャッシュ・フローを見積るための有用な情報を提供するのに適している。

b. 企業の業績の見積。企業の価値は物価変動時には、資産購入時点の慎重な選択によって増加しうる。その増加は営業による利益とは区別されるとはいえ、成果の一つの側面である。現在価格を反映する測定は、資本取得についての過去の意思決定が将来のキャッシュ・フローを得る機会をつくり出した程度を見積る基礎を提供することができる。

c. 営業能力の侵食の見積。企業は典型的にはその財および用役の供給能力を維持するためには、最低限の数量の棚卸資産、土地、建物、設備、その他の資産を所有していなければならない。それらの資産の価格が上昇するときは、より大きな貨幣投下額が以前の能力水準を維持するために必要とされる。収益を生み出すために

38 *Ibid.*, pp. 17-19, paragraphs 37-39.

39 *Ibid.*, pp. 19-20, paragraphs 40-41.

使用される資源の現在価格についての情報は、情報利用者が営業能力の維持の程度と方法とを見積るのに役立つことができる。

d. 一般購買力の侵食の見積。一般物価水準が上昇するときには、一定の購買力を維持するのに、より大きな貨幣金額を必要とする。投資家は典型的には企業がその資本の購買力を維持したかどうかを見積ることに関心がある。一般購買力の変化を反映する財務情報は、その見積に役立つことができる。⁴⁰」

このように、「33号」は4項目にわたって、現在価格あるいは一般購買力の情報が財務報告の利用者の意思決定にとって有用であることを説明している。その場合、全体として論理の正面にすえられているのはaの将来キャッシュ・フローの見積である。将来キャッシュ・フローを見積るための有用な情報として現在価格を位置づけている。つまり、将来キャッシュ・フローの見積が現在価格情報導入の論理概念上の核になっているのである。このように見てくると、物価変動会計の制度的導入の構図がうかび上がってくる。それは、概念構造プロジェクト→財務報告目的→財務情報内容→キャッシュ・フロー→物価変動の影響の開示→現在原価・一般購買力会計、という展開であろう。

このように、現在原価情報の制度的導入は原価主義の論理の枠組を越えた新しい会計概念構造の構築と、そのもとに「測定」を位置づけることによって果たされているのである。

なお、現在原価情報の論理化の直接の核であるキャッシュ・フロー概念は、まさに論理化のための概念であって、本当の意味でキャッシュ・フロー情報が求められているのではない。それは、「33号」を適用してつくられた現実の年次報告書において、現在原価・安定ドル情報をもとにして企業がおこなっているコメントは、すべて、配当や税金が現在原価および

40 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 33*, pp. 1-2, paragraph 3.

安定ドル基準によって著しく減少した利益に対して、いかに高率になっているかという指摘ばかり⁴¹であって、現在原価や安定ドル情報によって将来キャッシュ・フローがどのように見込まれるかという説明はまったくないことによってよく示されている。キャッシュ・フローは利益数字を減少させる安定ドルあるいは現在原価といった現在価格の視点を導入する論理として機能しているのである。

V 新しい概念構造のはたす役割

とりわけアメリカの会計原則の形成方式のもとにおいては、「合意」、社会的「コンセンサス」、「一般的承認」ということが重視されてきた。一般に認められた会計原則という用語自体がそのことをにおわしているし、またとりわけ今日の FASB による会計原則の設定過程において用いられている、討議資料→コメント・公聴会→公開草案→コメント・公聴会→原則化、という手続にみられるように、それが現実に機能する内容は別として、とにかく「民主的」な形態の参加と合意形成の様式がとられてきた。そこでは論理的な精密性とか体系性ということではなく、実務可能性とか有用性が重視されてきた。ジョージ・オー・メイを指導者として30年代にその原型が形成されてきた一般に認められた会計原則の考え方は、会計は歴史的・慣行的なものであり、広く用いられている会計実務(方法)をよしとする思考であり、また、許容範囲の広いブロードな原則の範囲内で、企業が自己に適した会計原則を自由に選択することをよしとする考え方である。そこでは広く用いられていることは合意を得ている証拠である、という論理のもとに慣行、実行可能性、有用性が合意形成の要素とし

41 拙稿「物価変動会計の現実的機能」『産業経理』1981年1月号。

て重視されてきた。これまで検討してきた物価変動会計の制度的導入の過程においても、1974年の公開草案まではこのような合意形成方式とほぼ同一線上にあり、慣行的な歴史的原価の手續とその論理的枠組ならびに実行可能性がコンセンサスを得るための重要な要素として強調された。その展開過程は周到ともいえるものであった。しかし、このような合意形成の形式は原価の慣行から離脱する現在原価(価値)会計の導入のためには有効に機能しえなかった。現在原価会計を導入(補足情報としてではあるが)する1978年公開草案および「33号」を支えたものは、体系的な概念構造の構築、それによる演繹的展開という方式であった。この方式はアメリカの一般に認められた会計原則形成の歴史的過程においては、幾度か試みられながら(たとえば、1938年の会計手續委員会の設立時の討議や会計原則審議会における会計調査研究部設置に端的に示された構想などにみられる)⁴² 結実しなかったことである。したがって、今回の78年の公開草案および「33号」における現在原価会計の導入でとられた体系的な概念構造による論理化という方式は新しい形態であり、また、それによって現在原価会計導入の論理が築かれたのであるから、それが果たした役割は大きかったことは確かである。だが、この概念構造による演繹的展開は現実の過程をありのままに解明するがゆえに大きな役割をはたしているのではない。慣行を重視し強調する理論が、会計の慣行的性格を強調することによって会計実務を論理化する役割をはたすのと同じように、体系的な概念構造による演繹的展開も、その論理的な体系性によって、減税や配当抑制という経済現象の成立を合理化するための会計上の利益の減少をもたらす物価変動会計を合理化するという論理的役割をはたすものである。つまり、この場合は論理的体系性によって合理化するという一つの合理化の形態である。ともに、会計実務への合意をからとるための論理である。したがって、アメリカ公認会計士協会を

42 拙書『会計原則の理論』52頁、54頁。

中心とする会計原則の設定機関が、今後とも財務会計概念ステイトメントを軸とする演繹的展開によって会計実務を合理化する会計原則を設定してゆくとはかぎらない。この方向を絶対化することはできないであろう。どのような合理化の形態をとるかは、それぞれの状況のもとにおいて合理化される対象にかかっているであろうし、またアメリカ社会における合意のあり方と結びついているであろう。財務会計概念ステイトメントのシリーズの将来については、アメリカでは、それがどの程度うまくやってゆけるかどうかにかかっている、というようなきわめてプラグマティックな受けとめ方をしている会計学者が相当いるように思える。